

武蔵野市第五次男女平等推進計画 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

2 計画の位置づけ

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 9 条に基づく計画
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」

3 計画の性格

- ・国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する。
- ・市の長期計画・調整計画や子どもプラン武蔵野その他の関連する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第四次男女平等推進計画を引き継ぐ。
- ・「武蔵野市男女平等推進審議会」の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定する。

4 計画の期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

5 計画の推進

- (1) 推進体制
 - ・市長の附属機関である「武蔵野市男女平等推進審議会」において、計画の策定や進捗状況、施策に関わる重要事項について審議し、長に答申する。市は答申をふまえて男女平等推進施策を展開する。
 - ・全庁横断的な推進体制として、「武蔵野市男女平等庁内推進会議」により、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努める。

(2) 連携と協働

施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組む。

(3) 推進計画の効果的な進行管理

- ・年度ごとに進捗状況を確認し、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第23条により推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表する。
- ・進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取り組みに反映する。

(4) 計画の数値目標

計画の進捗状況を測るため、必要に応じて数値目標を設定する。

6 計画の基本理念

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念とする。

- (1) 全ての人々が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力（以下単に「性別等に起因する暴力」という。）、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害（以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。）を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人々が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。